# 室蘭市議会業務継続計画
# （室蘭市議会ＢＣＰ）

令和２年　６　月策定

令和５年１１月改定

室　蘭　市　議　会

目　次

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　議会ＢＣＰが対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　議会の災害時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　議員の災害時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　議会事務局の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６　災害対策会議の組織及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７　災害時における議会及び議員の行動・・・・・・・・・・・・・・・・４

８　災害発生時における連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

９　その他の各種対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

【参考】 時系列にみる災害時の基本的行動パターン（イメージ）・・・１０

## １　目　的

室蘭市議会業務継続計画（以下「議会ＢＣＰ」という。）は、室蘭市内で大規模災害が発生した場合に、室蘭市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）と連携することにより、災害被害の拡大防止、並びに迅速な議会の機能回復とその維持を図ることを目的とする。

※ＢＣＰ：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

## ２　議会ＢＣＰが対象とする災害

議会ＢＣＰは、市災対本部における職員の非常配備体制基準第三種配備にかかる災害を対象とする。

ただし、その他災害であっても議長が議会ＢＣＰの適用を必要と認めた場合は上記に関わらず議会ＢＣＰを発動する。

職員の非常配備基準

| 区分 | 災害の種別 | 配備基準 |
|---|---|---|
| 第三種配備 | 市全域にわたる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 | Ａ　震度５強以上の地震が発生したとき<br>Ｂ　本市沿岸に「大津波警報」が発表されたとき<br>Ｃ　市内全域にわたり災害が発生し、被害が甚大になると予想され、本部長が当該配備を指令したとき |

※室蘭市地域防災計画より抜粋

## ３　議会の災害時の役割

（１）議会ＢＣＰが対象とする災害が発生したとき、議長は議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として「室蘭市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置

し、市災対本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

（２）市災対本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、災害対策会議は、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、市災対本部に提供する。

また、市災対本部からの情報を、災害対策会議を通じて議員に提供する。

（３）市災対本部と連携・協力し、国、道その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

（４）復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審査するため、議会機能の早期回復を図る。

## ４　議員の災害時の役割

（１）地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。

（２）執行部では情報の収集や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されるため、議員個人からの問い合わせや情報の提供、要請等の行動は緊急性が高いと判断される場合以外には行わないよう配慮する。

（３）必要に応じて地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。

（４）災害対策会議からの情報を市民に提供する。

## ５　議会事務局の役割

市災対本部が設置され第三種配備基準となった場合、議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、自身と家族の安全を確保した上で、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

（１）傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。

（２）議会事務局職員の安否を確認する。

（３）正副議長及び議員の安否を確認する。

（４）議会棟（３階・４階）の被災状況を確認する。

（５）災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。

（６）市災対本部との連絡体制を確保する。

（７）災害関係情報を収集・整理し、災害対策会議に報告する。

（８）議場、委員会室の被災状況により、代替の会議場所を確保する。

## ６　災害対策会議の組織及び役割

災害対策会議は議長、副議長、議会運営委員長及び各会派会長をもって構成する。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。

災害対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。

（２）議員の招集に関すること。

（３）市災対本部からの情報を受け、議員に情報の伝達を行うこと。

（４）議員から提供された情報を整理し、市災対本部に情報の提供を行うこと。

（５）国、道その他の関係機関に対する要望等に関すること。

（６）市災対本部からの依頼事項に関すること。

（７）その他会議議長が必要と認める事項

## ７　災害時における議会及び議員の行動

### （１）災害発生時（発災時から３日）

**ア　本会議、委員会が開催中の場合**

①　議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

②　議長又は委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議又は委員会を散会することができる。

**イ　本会議、委員会が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合**

①　議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。

②　議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。

**ウ　委員会又は会派による視察を行っている場合**

①　責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先においても災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。

②　責任者（委員長又は会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰蘭（市内視察にあっては帰庁）する。

③　議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、責任者に対し、視察の終了及び帰蘭若しくは帰庁を命ずることができる。

**エ　議長不在の場合**

①　原則として、前記ウと同様の対応とする。

②　議長が出張中のときは、帰蘭若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

**オ　災害対策会議の開催**

①　会議議長は、災害対策会議を招集する。

②　会議議長は、室蘭市議会災害対策会議運営規程に基づき、会議の運営を行う。

③　災害対策会議等の情報については、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳを使用し、全議員に周知する。

**（２）応急活動期（～２週間程度）**

ア　災害発生時からの活動を継続する。市災対本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市災対本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。

イ　災害対策会議の今後の取り組みや議会運営の再開について検討を始める。

**（３）復旧活動期（２週間以降）**

ア　応急活動期からの活動を継続しつつ、市災対本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ、市災対本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。

イ　議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

ウ　臨時会等を開催し、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。

エ　迅速な復旧・復興の実現に向け、災害対策会議で検討・調整した内容について、必要に応じて国、道その他の関係機関に対し、要望等の活動を行う。

オ　議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、市災対本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

## ８　災害発生時における連絡体制

### （１）対象災害発生の連絡

議会ＢＣＰが対象とする災害が発生したとき、議会事務局は議員との連絡が取れる状態にあるのかを確認するため、議会ＢＣＰ発動（安否確認）の旨をＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳにより各議員へ一斉連絡する。

なお、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳの使用が制限若しくはスマートフォン等が使用不能など特別の事情がある場合は、固定電話またはＦＡＸ等を使用するものとする。

### （２）安否確認等

議員から議会事務局への安否確認の連絡は、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳにより連絡する。

ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳ送信文（例）

〔緊急〕災害発生（安否確認）について

室蘭市議会議員各位

議会ＢＣＰが発動されました。
以下の内容について、該当する番号で回答願います。

１　被災無、市内所在、連絡先は携帯
２　被災無、市内所在、連絡先はその他
３　被災無、市外所在、連絡先は携帯
４　被災無、市外所在、連絡先はその他
５　被災有、市内所在、連絡先は携帯
６　被災有、市内所在、連絡先はその他
７　被災有、市外所在、連絡先は携帯
８　被災有、市外所在、連絡先はその他

※〈連絡先〉がその他の場合は事務局に別途連絡してください。

※電話やＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳが使えないときは、災害用伝言ダイヤル「１７１」（基本的操作方法は下記参照）を利用するなど通信手段を確保する。

○災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法

| 伝言の録音方法 | |
|---|---|
| 【電話で録音】<br>「１７１」をダイヤル<br>↓<br>録音は「１」を入力<br>↓<br>「○○○－○○○○－○○○○」（議会事務局へ登録した携帯電話番号）を入力（伝言は３０秒以内）<br>↓<br>「１」を入力<br>↓<br>メッセージを録音<br>↓<br>「９」で終了 | 【インターネットで登録】<br>「web１７１」へアクセス<br>（https://www.web171.jp）<br>↓<br>利用規約に「同意」<br>↓<br>「○○○－○○○○－○○○○」（議会事務局へ登録した携帯電話番号）を入力<br>↓<br>メッセージを入力<br>↓<br>伝言の登録 |

| 伝言の再生方法 | |
|---|---|
| 【電話で確認】<br>「１７１」をダイヤル<br>↓<br>再生は「２」を入力<br>↓<br>「○○○－○○○○－○○○○」（議会事務局へ登録した携帯電話番号）を入力<br>↓<br>「１」で伝言の再生開始<br>↓<br>繰り返し再生は「８」を入力<br>次の伝言の再生は「９」を入力<br>↓<br>再生後のメッセージの録音は「３」を入力 | 【インターネットで確認】<br>「web１７１」へアクセス<br>（https://www.web171.jp）<br>↓<br>利用規約に「同意」<br>↓<br>「○○○－○○○○－○○○○」（議会事務局へ登録した携帯電話番号）を入力<br>↓<br>伝言の確認<br>↓<br>返信の伝言の登録 |

### （３）情報提供

#### ア　災害対策会議からの情報提供

市災対本部から災害対策会議に提供された災害情報については、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳにより提供する。

なお、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳの使用が制限若しくはスマートフォン等が使用不能など特別の事情がある場合は、固定電話またはＦＡＸ等を使用するものとする。

#### イ　議員からの情報提供

議員が地域における活動の中で収集した被災情報や当局への要望等については、議会事務局に報告する。議会事務局は情報の取りまとめを行ったのち災害対策会議に伝達する。

災害対策会議は、伝達された情報を必要に応じて議会事務局長を通じ、市災対本部に提供する。

【議会事務局】

電　話　０１４３－２５－２７８１

ＦＡＸ　０１４３－２２－４４６３

メール　gikai@city.muroran.lg.jp

### （４）議会ＢＣＰにおける連絡体制の準用

災害対策会議を設置しない程度の災害であっても、議長が議会ＢＣＰの連絡体制の準用を判断したときは、議会ＢＣＰと同様の連絡体制により、議会事務局を通じて各議員へ災害情報の提供を行うほか、各議員からの情報を議会事務局で集約し、市の災害対策担当へ提供するものとする。

## ９　その他の各種対応

### （１）防災訓練

災害時における議会と議会事務局の体制（行動基準、通信体制）を検証・点検し、より実効性のあるものとするとともに、災害に対する危機意識を高める観点から、年１回以上防災訓練（参集訓練・通信訓練等）等を

実施する。

### （２）議会ＢＣＰの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。

【参考】
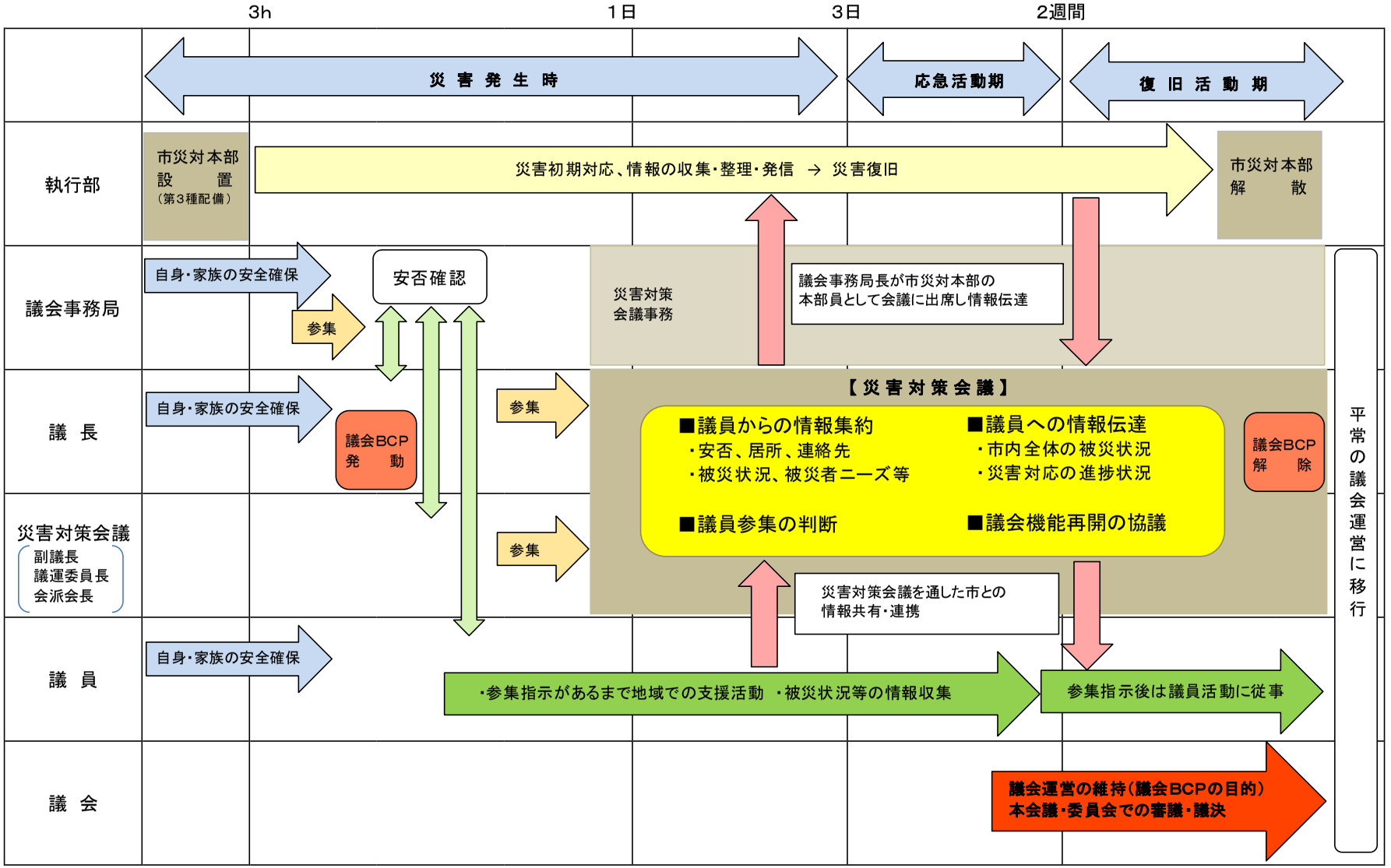
**時系列にみる災害時の基本的行動パターン（イメージ）**